備考１　この用紙の大きさは、日本産業規格に定めるＡ４とすること。
２　「更新を受けようとする登録の根拠条項」の欄は、登録の更新の申請である場合に、産業標準化法第33条第１項及び第37条第６項のうち該当するものを記入すること。
３　「日本産業規格の番号」の欄は、役務の区分に該当する日本産業規格のうち登録又は登録の更新を受けようとするものを記入すること。また、登録又は登録の更新を受けようとする区分が２以上ある場合は、別紙に記載する旨記入し、別紙を添付すること。
４　「法人番号」の欄は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第２条第15項に規定する法人番号がある場合に記入すること。
５　「ホームページアドレス」の欄は、役務に係る日本産業規格への適合性の認証に関する命令第14条第２項及び第21条の規定によりインターネットを利用して閲覧に供するために用いるものを記入すること。
６　「認証を行う事務所」の欄は、事務所が２以上ある場合は、別紙に記載する旨記入し、事務所ごとに中欄に掲げる事項を記載した別紙を添付すること。
７　登録の更新の申請において、既に主務大臣に提出している添付資料の内容に変更がないため、その添付を省略する場合には、「別紙書類一覧」の欄の該当する文字を二重線で削除し、その旨を記載すること。
８　登録又は登録の更新の申請に際に、既に産業標準化法第30条第１項若しくは第２項、第31条第１項、第32条第１項から第３項まで又は第37条第１項から第５項までの規定による主務大臣の登録を受け、提出している鉱工業品及びその加工技術に係る日本産業規格への適合性の認証に関する省令第５条各号の書類又は電磁的記録に係る日本産業規格への適合性の認証に関する省令第５条各号の書類の内容が同一であるため、その添付を省略する場合には、「別紙書類一覧」の欄の該当する文字を二重線で削除し、その旨を記載すること。
９　登録又は登録の更新の申請の際に、産業標準化法に基づく登録申請手数料の額等を定める政令第１条第６項の適用を受けようとする場合には、その旨を明記し、「別紙書類一覧」の欄に、「10　産業標準化法に基づく登録申請手数料の額の計算等に関する命令第７条」を追加し、添付する書類を「別紙書類一覧」の欄に具体的に記載すること。
10　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

様式第５（第８条第１項関係）

事　業　承　継　届　出　書

年　　月　　日

殿

住所
届出者の氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名　㊞

下記のとおり、登録認証機関の地位を承継したので、産業標準化法第43条第２項の規定に基づき、別紙書類を添えて届け出ます。

記

被承継人の氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名		
被承継人の住所		
被承継人の登録番号		
承継人の連絡先等	法人番号	
	電話番号	
	ホームページアドレス	
承継人の認証を行う事務所	ふりがな	
	名称	
	ふりがな	
	所在地（郵便番号）	
	電話番号	
認証管理責任者	氏名及び役職	
	電話番号	
	電子メールアドレス	
承継の期日		
承継の理由		

備考１　この用紙の大きさは、日本産業規格に定めるＡ４とすること。
２　「法人番号」の欄は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第２条第15項に規定する法人番号がある場合に記入すること。
３　「ホームページアドレス」の欄は、役務に係る日本産業規格への適合性の認証に関する命令第14条第２項及び第21条の規定によりインターネットを利用して閲覧に供するために用いるものを記入すること。
４　「承継人の認証を行う事務所」の欄は、事務所が２以上ある場合は、別紙に記載する旨記入し、事務所ごとに中欄に掲げる事項を記載した別紙を添付すること。
５　地位を承継した事実を証する書面及び譲り受けた登録証を添付すること。
６　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

様式第６（第22条第１項関係）

認　　証　　報　　告　　書

年　　月　　日

殿

住所
報告者の氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名　㊞

役務の認証を行ったので、産業標準化法第45条第３項（第55条第２項において準用する第45条第３項）の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1　認証契約を締結した期日及び認証番号
2　被認証者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その法人番号及び代表者の氏名
3　認証に係る日本産業規格の番号及び日本産業規格の種類又は等級
4　役務の名称
5　認証に係る事務所又は事業場の名称及び所在地
6　認証に係る役務の提供をする事務所又は事業場を識別するための表示事項及びその方法
7　認証契約の有効期間